エ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。

オ　前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者等の属性要件のほか、次に掲げる行為を行う者をいう。

㋐　暴力的な要求行為

㋑　法的な責任を超えた不当な要求行為

㋒　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

㋓　風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

㋔　㋐から㋓に準ずる行為

⑵　株式会社ゆうちょ銀行における競争参加資格審査において、資格を有すると認められた者又は総務省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者であること。

3　入札者に求められる義務等　入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている証明書等を令和元年10月25日午前10時30分までに下記４に示す場所に提出しなければならない。提出された証明書等を審査の結果、当該事項を履行することができると認められた者に限り入札の対象者とする。なお、提出した証明書等について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先　〒100―8793 東京都千代田区大手町二丁目３番１号大手町プレイスウエストタワー　株式会社ゆうちょ銀行　コーポレートスタッフ部門総務部（契約担当）担当　伊東　弘仁　電話03―3477―1710

5　その他

⑴　入札の無効　本公告に示した入札参加に必要な条件を満たさない者の入札及び入札の条件に違反した入札

⑵　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑶　入札保証金及び契約保証金　免除

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　株式会社ゆうちょ銀行取引先資格審査申請書の提出　参加条件を満たさない者で入札を希望する者は、当社所定の審査申請書に必要事項を記入の上、上記４に示す場所へ提出すること。なお、申請の時期によっては本件入札に間に合わない場合がある。

⑹　入札書の記載方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑺　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、競りによる入札を行う。

6　Summary

⑴　Contracting entity : Atsuko Onodera, Managing officer JAPAN POST BANK Co., Ltd.

⑵　Classification of the services to be procured : 13

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Small-sized banknote bundling machine

⑷　Fulfillment period : From contract date Through 27 March 2020

⑸　Fulfillment place : To be specified later

⑹　Time limit for tender : 10 : 30 AM 25 October 2019

⑺　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall have been qualified through the examination of qualifications by JAPAN POST BANK Co., Ltd. for participating in tenders for manufacturing or purchasing equipment.

⑻　Contact Point for the notice : Hirohito Itou, General Affairs Department, Corporate Administration Division, JAPAN POST BANK Co., Ltd. Otemachi Place Westtower 2―3―1 Otemachi Chiyoda-ku Tokyo 100―8793, Japan. TEL 03―3477―1710

入札公告の訂正

次のとおり訂正に付します。

令和元年９月４日

支出負担行為担当官
瀬戸少年院長　横澤　宗彦

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　23

1　掲載日　令和元年８月15日（号外政府調達第71号）

2　訂正内容　２ページ１段目39行目、「⑶平成31・32・33年度（令和１・２・３年度）法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」東海・北陸においてＡ又はＢの等級に格付けされた資格を有する者であること。」

を

「⑶平成31・32・33年度（令和１・２・３年度）法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」東海・北陸においてＡ又はＢの等級に格付けされた資格を有する者であること。またＣの資格を有する者で同等の販売実績を有することを証明できる者を含む。」

に、

２ページ３段目24行目、「③Have Grade A or B in Sale of product in Tokaihokuriku area in terms of the qualification for participating in tenders laid down by the Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal years 2019, 2020, 2021.」

を

「③Have Grade A or B in Sale of product in Tokaihokuriku area in terms of the qualification for participating in tenders laid down by the Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal years 2019, 2020, 2021. The qualification also includes who are certified as Grade C and can prove to have equivalent sales results as Grade A or B holders.」

に、

それぞれ訂正する。

入札公告の取消

令和元年９月４日

国立大学法人弘前大学

契約担当役　理事（総務担当）　渡邊　淳平

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　02

○第２号

令和元年６月６日（号外政府調達第23号20ページ）掲載の入札公告第２号「弘前大学情報基盤システム　一式」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和元年９月４日

支出負担行為担当官
関東農政局長　幸田　　淳

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　11

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　三方原用水二期農業水利事業　導水幹線水路５号バイパストンネル建設工事

⑶　工事場所　静岡県浜松市天竜区青谷地内及び浜北区尾野地内他。

⑷　工事内容　トンネル工　Ｌ＝1,092m。

⑸　工期　令和４年２月21日まで。

⑹　使用する主要な資機材　鋼製支保工　Ｎ＝1,200基、無収縮モルタル　Ｖ＝4,000kg、生コンクリート　Ｖ＝3,100㎥。

⑺　本工事は、提出された競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ａ型（品質向上重視型））の適用工事である。

また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。

⑼　本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）結果の公表及び、監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。

⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工段階確認等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の１年間関東農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行工事である。